

表－１ 「創造的復興」を掲げる宮城、「人間の復興」を進める岩手  
 ——東日本大震災における、復興理念・復興施策の比較——

宮 城	( 復 興 理 念 )	岩 手
<p>1) 復興を単なる「復旧」にとどまらない、抜本的な「再構築」復興モデルの構築、「防潮堤、高台移転、職住分離、生業近代化、水産業復興特区…」</p> <p>2) 県外委員 10 名、県内委員 2 名、県内は、多くの対策会議が組織され、地元の皆様のご意見を聞くことができるようになっており、今回は、とくに日本全体を俯瞰しながらつくる計画にしたいという思いがあった</p> <p>3) 富県共創！活力とやすらぎの邦づくり</p> <p>4) 特区導入で規制緩和による企業参入の推進とくに「水産特区」の実現</p>	<p>1) 大原則は、憲法 13 条幸福追求権の保障と犠牲者のふるさとへの思いの継承 (3 月 15 日) 人間本位の復興を考えています</p> <p>2) 「オール岩手」の布陣——県内各分野を代表する委員構成、具体的にどうすればよいかを考えた時、答えは現場にあると思うのです</p> <p>3) 「宮沢賢治は『世界』ぜんたいが幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」という言葉を残しました。私達岩手県民は、皆で痛みを分かち合い、心を一つにして、被災された方々が「衣」「食」「住」や「学ぶ機会」「働く機会」を確保し、再び幸せな生活を送ることができるようにしていきます (がんばろう！岩手宣言→4 月 14 日)</p> <p>4) 復興特区は、地元の自由度を高めることが基本です。参入規制の緩和等外から、入り易くするような方向性は考えていません。例えば、県の提案している特区の具体的内容は、今回の地震津波で地盤沈下した土地を国が買上げ、水産関連用地として整備し、利用者に無償で貸与すること等です</p>	

復興施策	
(災害廃棄物)	
大手ゼネコンに一括業務委託 地元企業は下請け	県は、岩手県建設業協会と協議 各市町村毎に、地元企業に業務委託
(公共インフラ・道路)	
県南沿岸一般県道(塩釜―亘理線)を 6m高上げ整備、多重防御の一環と位置づけ	「三陸沿岸の復興は『復興道路』の整備から」との議 案を第3回東日本大震災復興構想会議に提出実行
(生業―水産業)	
全漁港(142港)が被災、 県は拠点港60港への集約化方針	被災した(111漁港中108漁港)全ての復旧表明 「共同船利用システム」を構築
(生業―農業)	
広大な沿岸部被災水田―区画1~2haの大区画 圃場整備事業：一集落に1農業法人設立 畑・園芸作は大型養液栽培施設(法人化)	岩手沿岸農地は僅少、復興は「なりわいの再生」とし て、災害復旧と一体的に推進 「併せ行う圃場整備(一区画20aが基準)」を実施
(医療―被災者の医療費窓口負担免除)	
国の10割負担中止(2012年9月)後は、県は2013 年度は制度中止、2014年度再開、ただし、非課税世 帯のみ対象、県は負担せず、市町村2割負担、	国の10割負担中止(国8割負担に戻す)後も県は、 継続実施(県、市町村各1割負担)→10年目まで継続 11年目以降は形を変えての実施検討中
(住まい―災害公営住宅)	
県は、災害公営住宅には、一切関与せず。 在宅被災者の存在が浮上	災害公営住宅県・市町村分担して建設 内陸都市への避難定住者にも、災害公営住宅建設
(防潮堤)	
仙台以南の沿岸に80kmに及ぶ巨大防潮堤(高さ 7m、底部40m、堤頂部10m) 仙台市海岸に巨大な多重防御システムモデル構 築、 半島部の狭小漁港にまで防潮堤 (漁港整備とのセットで実施として提案)	甚大な被害を受けた陸前高田市海岸には高さ12m、 長さ2000mに及ぶ防潮堤、その他大半は破損した 防潮堤等の補修、改善を実施